

税制調査会（第16回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成29年11月20日（月）14時36分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○中里会長

本日は、9月以降の議論を踏まえて、税務手続の電子化等の推進や個人所得課税の見直しという観点から、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」を取りまとめました。

要点を申し上げますと、まず、税務手続の電子化等の推進については、ICTで簡便・正確に税務手続を行うことができる環境の整備、税務手続に係るデータ活用の推進といった観点から、個人の関係では確定申告・年末調整の電子化や、スマートフォンによる電子申告の実現。法人の関係では、企業がICTで作成している申告データをデータのまま円滑に提出できる環境の整備等について、工程表をベースとし、スピード感を持って電子化を進めるべきであるとまとめております。

また、個人所得課税の見直しについては、ICT化が進展する中で、個人間取引が増加しているといった取引形態の変化や、働き方の多様化が進んでいることを踏まえて、人的控除の控除方式のあり方については、主要諸外国におけるゼロ税率方式や税額控除方式、逡減・消失型の所得控除方式を参考に、そのあり方を見直していくべきと方向性を示しております。

また、多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方については、働き方の多様化等を踏まえ、所得計算上の控除から人的控除に負担調整のウェートをシフトすることが適当としております。

経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方については、デジタルエコノミーの今後の普及・拡大の可能性に留意しつつ、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を適切に把握するための方策について検討を進めていくべきとしております。

最後に、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方として、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、総合的な枠組について検討を進めるべきであるとまとめております。

今回の取りまとめに当たっては、委員の皆様方に非常に精力的かつ活発な御議論をいただきました。今般取りまとめた内容も踏まえ、今後とも、政府税調として引き続き丁寧に議論を積み重ね、節目節目できちんとした情報の発信をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## ○記者

今日も議論が出ていた人的控除の控除方式の見直しについて、税額控除方式やゼロ税率方式、逡減・消失型の所得控除方式は、特に優先順位をつけない形で報告書が取

りまとめられていると思うのですが、一方で、去年の大綱にも同じような書きぶりです。既に言及はされていて、やや踏み込み不足ではないかという意見も出ていたようですが、その辺りの会長のお考えを教えてください。

#### ○中里会長

人的控除の控除方式のあり方については、主要国でも様々な方式が採用されていて、委員の皆様からも様々な視点からの御指摘があり、意見の差もあります。そのため、主要国の仕組みも参考にしつつ、引き続きこれは検討されるべき課題として位置付けています。拙速にこれが良いと言える話でもありませんので、もう少し議論を詰めていきたいと思っています。

#### ○記者

今日、会長がおっしゃっていた、政府税調と党税調の役割分担について、改めて教えていただけますでしょうか。

#### ○中里会長

先ほど総会場で何回か申し上げましたが、総理からの諮問にありました通り、政府税調は、中長期的な、専門的な見地から論点を整理し、具体的な税制改革のあり方について議論する与党の税調の参考となる材料をお示しするという、役割です。与党税調は、それらを踏まえて国民の皆様様の様々な意見やお考えがありますので、それに耳を傾けながら、具体的かつ詳細な制度設計を国会の場でお決めいただくといった役割分担が従来からなされています。

私は法律家ですから、これが憲法の理念に沿ったあり方ではないかと思えます。税制は、憲法第84条によって、国会で法律に基づいて国民に示すとされていて、政府税制調査会は税制の中身をこうだと決めるものではありません。具体的な制度設計は与党税調となるのでしようけれども、与党税調や国会で議論をする際の専門技術的な論点、考え方あるいは事実関係を整理して、材料をお示しするのが政府税調の役割だと考えておりました、それで今までもうまくいってきまし、今後もその方針は変わらない。

ただ、政府税調の委員の皆様が個人としてこれがいい、あれがいいとおっしゃり議論が活発になることは、とても良いことだと思いますので、意見の対立もあるかもしれませんが、それはそれと考えているわけです。

#### ○記者

党税調で所得税改革についてこれから議論が本格化していくわけですが、今回、政府税調でも中間報告を取りまとめられました。これから党税調での議論において期待されることがあればお聞かせいただけますか。

#### ○中里会長

それは、政治過程の中で、党税調の中で党税調としての役割と責任を果たしていただく。その際の十分な材料を私たちとしてはお示し申し上げましたので、できるだけ

それを活用していただいて議論していただきたいということです。その中でどのような結論がなされるかに関しては、個人所得課税については、国民の皆様それぞれのお立場でお考えが全然違うものですから、そう簡単にこれが良いとか、どうだと言えるようなものではありませんので、そこは国会の場で、国民の皆様の声を十分に反映させる形で、しかるべき個人所得課税制度をお作りいただけたらと思います。

いずれにせよ、税制改革は一挙にといいわけにはいかないもので、一步一步できるところから進めていく形になるのだらうと思います。皆様にも、ステップ・バイ・ステップの過程を十分に御理解いただいて、それを国民の皆様に報道していただけたらと思っております。

前回、色々な議論が出たのですが、あらゆる税制改革は、白いキャンバスに絵を描くようなわけにはいきません。過去の色々な制度の積み重ねの上に、それをどう変えていくかということになりますから、どうしても一つ一つ、一步一步、少しずつという視点が理論的にも必要になってくるし、私は政治のことはよく分かりませんが、政治的にも同様ではないかと思えます。

ただ、誰かが悪いから課税するとかいうことではなく、どなたかが苦しんでいらっしゃるから、その方々に温かい姿勢を向けてという気持ちで税制改革をしていかなければいけないと、個人的にですが、思っています。御要望や御希望ではなく、私自身はそのように思っています。

#### ○記者

今日、案文の書きぶりについて、給与所得控除をきちんと基礎控除に振り向けていくということをセットにした方が、分かりやすいのではないかという意見が出ていましたが、今日の中間報告書（案）は、今日示したものでフィックスされるのでしょうか。あるいは多少文言修正が入るのか教えてください。

#### ○中里会長

大きな変更はないと思います。ただ、もう一度考えてみますが、所得計算上の控除から所得控除へということは大前提として申し上げてありますから、その中での所得計算上の控除の一つである給与所得控除と、所得控除の一つである基礎控除という話ですから、それは十分に出ていると思いますが、なお足りないという方もいらっしゃるということであれば、それもより分かりやすい形にすることも含めて考えますが、中身が変わる訳ではありません。

#### ○記者

ありがとうございました。以上で終了します。

#### ○中里会長

どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

[閉会]